

# 審 査 基 準

令和 7 年 4 月 1 日作成

法 令 名 : 古物営業法
根 拠 条 項 : 第 5 条 第 4 項
処 分 の 概 要 : 許可証の再交付
原権者 (委任先) : 長野県公安委員会
法 令 の 定 め : 古物営業法施行規則第 4 条第 1 項、第 2 項 (許可証の再交付の申請)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 14 日
申 請 先 : 許可を申請した営業所又は古物市場の所在地を管轄する警察署の 生活安全課、生活安全第二課又は生活安全・刑事課
問 い 合 わ せ 先 : 長野県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務担当室 (電話 : 026-233-0110)
備 考 :